

令和5年川南町教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 令和5年7月27日（木）午前9時30分～午前10時30分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本幹夫教育長、川添健一教育長職務代理者、
富山美津子委員、本多京子委員、椎木祐司委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 三好益夫課長、鈴木一成教育対策監、橋口実課長補佐
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和5年川南町教育委員会第7回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより椎木祐司委員を指名します。

○椎木委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。7月の報告事項でございます。主なものを報告します。11日の国光原中学校支援訪問を最後に1学期4校の学校訪問が終わりました。参加いただきありがとうございました。13日は、来年度から使われる小学校の教科用図書採択協議会ということで、川添委員とともに参加してきました。詳細については、後ほど報告があると思います。1学期の終業式が20日。21日は第2回のタウンミーティング。本日が教育委員会定例会となっています。28日はレインボーサミットが9時からサンA川南文化ホール2階の研修室で行われます。7校の代表が参加して意見交換等を行いますので、もしお時間があれば見に来ていただくとありがたいです。28日と29日には、トロントロン夜市が行われます。次に8月の予定となります。6日にトンボ観察会が行われます。9日は市町村教育長連絡協議会が行われますので参加します。21日はNF教育講演会が行われます。講師にリーディングスキルを開発された新井紀子氏をお招きし、「AIに負けない子どもを育てる」との演題で講演をしていただきます。教育委員の皆様も御都合が合えば、参加をよろしくお願ひします。時間は13時から、会場は文化ホールの大ホールです。年間行事計画では、教育委員会定例会は22日としていましたが、人事異動に係る市町

村教育委員会ヒヤリングと被ってしまいましたので、後ほど日程の調整をさせていただきます。私からは以上です。次に課長お願いします。

○課長

2ページをお願いします。

1番目は、7月議会臨時議会が7月26日（水）に開催されました。教育課に関するものとしては、令和5年度文化ホール舞台照明設備更新工事の工事請負契約締結について議会の議決を求める議案です。審議の結果全員賛成で可決となりました。

2番目は、令和5年度就学相談会についてです。日程は、7月25日（火）・8月3日（木）・8月7日（月）の3日間で実施します。会場は、7月25日（水）及び8月3日（木）がサンA川南文化ホール、8月7日（月）が農村環境改善センターです。対象者は、令和6年度に小学1年生になる児童です。

3番目は、川南湿原トンゴ観察会についてです。8月6日（日）午前9時30分から午前11時30分まで、国指定天然記念物川南湿原で開催します。

4番目は、元気っ子キャンプについてです。8月8日（火）・9日（水）の2日間の日程で、むかばき青少年自然の家にて開催します。参加者は、児童・生徒合わせて37名です。

5番目は、令和5年度ロードレース大会 in かわみなみについてです。令和5年11月12日（日）に開催することで、現在実行委員会にて協議を進めています。

資料にはないのですが、7月29日（土）午後2時から開催予定の宮崎県警察音楽隊演奏会ですが、隊員の半数以上がコロナ感染のため、急遽中止との連絡が本日ありました。これを受け防災無線やSNSを利用して周知を行います。当日は、隊長が会場に来られて、来場者への対応をすることです。

以上でございます。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○教育対策監

まず、児童生徒の状況についてであります。7月1日現在の本町の児童生徒数は、合計1194名で6月の定例教育委員会の時から小学生が4名増えております。

7月に入ってから児童生徒の生命に係る事故や問題等の報告は挙がってきておりません。フロンティアルームには、1学期末は6名の生徒が通室しておりました。

次に教職員の状況についてですが、交通違反については、現在のところ今年度はゼロとなっております。交通事故につきましても、前回の教育委員会定例会以降、ゼロとなっております。

これまでの行事につきましては、お手元の資料に掲載しているとおりでございます。委員の皆様には、大変御多用のところ、2校の学校支援訪問、そして2校の視察訪問に御出席いただき、ありがとうございました。おかげをもちまして、学校訪問の所期の目的を達成することができました。

今後の行事につきましては、7月28日に川南レインボーサミット、8月11日から15日までが学校閉庁期間、8月21日が登校日で午後からNF教育講演会が行われます。8月28日が第2学期の始業の日、8月30日に町校長会が計画されております。

その他の一つ目の丸、町NF教育講演会についてでございます。別添資料P1を御覧ください。8月21日(月)の午後、町内の全教職員参加による教育講演会を実施いたします。今回は、昨年度から本町で導入しておりますリーディングスキルテストの開発者であり、「AI VS. 教科書が読めない子どもたち」の著者でもある国立情報学研究所の新井紀子教授をお招きして実施いたします。なお、新井先生の御厚意で、午後の教育講演会に先立ち、午前中には研修会やワークショップも実施していただけることになっております。委員の皆様におかれましては、お時間が許せば是非御参加ください。

次に、二つ目の丸、町内視察研修会についてです。別添資料P2～3を御覧ください。この研修会は、今年度、本町にて新規採用になられた教員や、町外から転入してこられた教員を対象に実施するもので、町内にある史跡等17か所を巡り学習する予定です。

次に、三つ目の丸、ふるさと川南の教育に関するアンケート調査についてであります。別添資料P4～14を御覧ください。アンケート調査には学校用、保護者用、児童生徒用の3種類ございます。一昨年度、第2次川南町教育振興基本計画に基づいて、アンケート調査項目の見直しを図ったことから本年度はそのままアンケート調査を実施することとしております。アンケート用紙を回収後、教育対策監が集計と分析をして、次年度の本町の教育施策の構築等に生かしていきたいと考えております。

次に、四つ目の丸、県の事業「ひなたの学び」についてであります。別添資料P15～17を御覧ください。子供たちの生きる力を育むためには、学校において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善によって、学びに向かう力を育てていく必要があります。この「ひなたの学び」は、目指す子供の姿を意識し、一步進んだ授業の実現に向かっていくための合言葉となるものであります。

次に五つ目の丸、服務規律の徹底についてでございます。7月は県内一斉服務規律強化月間になっており、特に今回は、全児童生徒及び全教職員を対象にしたセクハラに関するアンケートを実施したところでございます。幸い、現在のところ、学校から深刻な事案についての報告はございません。また、県から配付されたチェックシートをもとに、学校のコンプライアンスの遵守状況を確認していただき、職員1人1人に教育公務員としての自覚を促すとともに、学校からコンプライアンス違反を出さないという意識付けを図っていただくようお願いしております。

次に六つ目の丸、学校閉庁期間の対応についてでございます。今年度は、8月11日から15日の5日間を設定し、学校を通じて子供たちや保護者に向けて周知しております。この期間は、完全に学校を閉じる期間とし、先生方には休暇を取得しリフレッシュに努めるようお願いしたところでございます。

次に七つ目の丸、学習指導についてでございます。夏季休業中の課題とその見届けについてであります。子どもたちの発達の段階に応じて学校から課題、いわゆる夏休みの宿題が出されていると思いますが、提出後は確実に採点等を含め内容を確認するなどの見届けをするよう依頼したところでございます。

最後の丸、生徒指導についてであります。夏季休業に入る前に、子どもたちに対して、非行及び事故の防止、ヘルメットの着用、情報モラルについて指導をお願いしております。また、これまで同様、コロナウイルス感染症対策に取り組むことや、熱中症対策としての適切なマスクの着用等についても指導をお願いしたところでございます。

以上で、私の説明を終わります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○川添委員

元気っ子キャンプは37名の参加ということですが、5校すべての小学校からの参加となっていますか。

○課長

小学生は、川南小6名、通山小7名、山本小8名の21名です。残りの16名は、ジュニアリーダーの中学生となります。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」提案理由を御説明いたします。報告第1号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第1号「川南町スポーツ推進委員の委嘱について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第1号は、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、平川聡氏、水野真理子氏、大久保正博氏、今井敏隆氏、河野知子氏、河野ナオミ氏及び鴨田ひろみ氏の7名を川南町スポーツ推進委員に委嘱するものです。

委嘱期間は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○本多委員

スポーツ推進委員の仕事内容はどのようなものとなりますか。

○課長補佐

スポーツ推進委員の職務は、川南町スポーツ推進委員規則第2条に定められております。例えば、ロードレース大会など町が行う行事への運営協力やニュースポーツ指導員として高齢者教室や元気っ子子ども教室で指導しています。

○川添委員

委員にはそれぞれ得意競技があると聞いています。分かれば教えてください。

○課長補佐

平川氏が陸上・バドミントン、水野氏がバレーボール・ミニバレー、大久保氏がサッカー、今井氏がラグビー、河野知子氏がミニバレー、河野ナオミ氏が器械体操・水泳・バスケットボール、鴨田氏がミニバレーとなっております。

○教育長

他に質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」提案理由を御説明いたします。

報告第2号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく、川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第2号、専決第3号、専決第5号及び第6号の「県費負担市町村職員の任免その他進退に係る内申について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第2号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇〇氏の〇〇〇〇学校臨時的任用職員の退職について内申するものです。

専決第3号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年7月13日から令和5年12月7日までです。

専決第5号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇〇氏の〇〇〇〇学校臨時的任用職員の退職について内申するものです。

専決第6号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、〇〇〇〇氏を〇〇〇〇学校臨時的任用職員に内申するものです。

期間は、令和5年8月1日から令和5年10月14日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第6、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」提案理由を御説明いたします。

報告第3号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第4号「川南町教育委員会職員の休職について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号は、川南町教育委員会職員を地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職にするものです。当該職員は、〇〇〇〇氏です。

期間は、令和5年7月10日から令和5年8月6日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第3号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第3号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第7、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」提案理由を御説明いたします。

報告第4号は、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく川南町教育委員会事務委任規則第4条第1項の規定により専決処分しました。専決第7号「川南町教育委員会職員の病気休暇について」を同条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものです。

専決第7号は、川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の規定により、病気休暇を承認するものです。当該職員は、〇〇〇〇氏です。

期間は、令和5年7月6日から令和5年7月20日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから報告第4号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第4号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり承認されました。日程第8、議案第1号「小学校用教科用図書採択について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号「小学校用教科用図書の採択について」提案理由を御説明いたします。

議案第1号は、義務教育学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定により、教科用図書を採択するものです。採択する教科用図書の種目は、国語、書写、社会、地図、算数、理科、音楽、図画工作、家庭、保健、外国語及び道徳で、種目ごとの発行者名は記載のとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。なお、西都児湯の全ての教育委員会において決定された後、採択となることを申し添えておきます。

○富山委員

これまでの教科書と変わった発行者はあるのですか。

○教育対策監

いくつか変わっています。

○本多委員

西都児湯地区は同じ教科書ということですか。

毎年変わるものなのですか。

○教育長

はい。

4年に一度となります。来年は中学校です。なお、公表は9月1日以降となっておりますので、議案の取扱いには御注意ください。

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「小学校用教科用図書の採択について」は、原案のとおり可決されました。日程第9、「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があれば願います。

○課長補佐

別でお配りしています就学学校指定変更申請の承認について報告します。3件挙がっておりますが、すべて学期途中の転居が理由となっております。以上です。

○教育長

教育委員の皆様から、何かございませんか。

〔「ありません」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、8月23日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なし、ということで次回定例会の日程につきましては、8月23日水曜日午前

9時30分から定例会を行うことに決定しました。これで、令和5年第7回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和5年8月23日

川南町教育委員会 教育長 坂本幹夫

川南町教育委員会 教育委員 推木祐司